

令和元年9月18日(水)  
国土交通省関東地方整備局  
北首都国道事務所

— 記者発表資料 —

災害時の応急対策に協力して頂ける企業を追加募集します  
～災害時における災害応急対策業務に関する協定～

北首都国道事務所では、地震・大雨・大雪などの災害の発生または発生のおそれがある場合に、迅速に応急対策を行うための協定を、現在19社と締結しております。

この度、国道298号及び国道4号において、さらなる体制の強化を図り、災害の発生に備えていきたいと考えており、ご協力頂ける企業を追加募集するものです。ただし、既に令和元年7月31日付け協定締結頂いております企業につきましては、追加募集対象外と致します。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力で「地域貢献度（行政機関との災害協定の有無）」の項目に加算評価されます。

【受付期間】：令和元年9月18日(水)～令和元年10月3日(木)

※関係資料を上記受付期間に、北首都国道事務所ホームページに掲載しております。

北首都国道事務所ホームページアドレス  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/kitasyuto/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所 TEL:048-942-4041(代表)  
副所長 井手 統一(いで つねかず)  
管理課長 児玉 憲一(こだま けんいち)

## 【協定名】 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」

### 【協定の目的】

本協定は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理している施設等に地震・大雨・大雪などの異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合、または首都直下地震道路啓開計画（八方向作戦）の北方向における道路啓開を行う場合、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### 【業務・作業内容】

- ①緊急点検（パトロール） ・ ・ ・ ・ ・ 損壊箇所等被害の把握と報告
- ②緊急措置 ・ ・ ・ ・ ・ 道路利用者の安全を確保するためのバリケード等の設置
- ③道路啓開 ・ ・ ・ ・ ・ 緊急車両の通行確保を図るための障害物除去等
- ④応急調査 ・ ・ ・ ・ ・ 応急復旧に向けた補修や補強の検討調査
- ⑤応急復旧 ・ ・ ・ ・ ・ 緊急輸送道路の機能を確保するための復旧措置
- ⑥防災訓練 ・ ・ ・ ・ ・ 情報連絡訓練、災害対策用機器等の操作訓練等
- ⑦除雪作業 ・ ・ ・ ・ ・ 車道及び歩道等の除雪、排雪及び凍結防止剤の散布等

### 【協定区間】

- ①北首都国道事務所が管理する国道298号（和光市新倉四丁目～三郷市高州四丁目）のうち、概ね7～9kmの区間
- ②首都直下地震時のみ対象となる東京国道事務所及び大宮国道事務所が管理する国道4号（中央区日本橋室町一丁目～草加市新善町）のうち、概ね3～5kmの区間

### 【協定期間】

令和元年11月1日から令和4年10月31日（3年間）

### 【応募資格（概要）】

- ①関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成31・32年度入札参加資格業者のうち、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかに認定されている者であること。
- ②埼玉県内または東京都内に建設業法に基づく本店、支店または営業所を有すること。
- ③平成16年4月1日以降に、埼玉県内または東京都内で元請けまたは下請けとして一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかの施工実績を有すること。

### 【スケジュール】

- ①公募の期間：令和元年9月18日（水）から令和元年10月3日（木）まで
  - ②協定締結者の通知：令和元年10月中旬予定
- ※詳細については、公募文で確認をお願いします。
- ※公募文は、令和元年9月18日（水）より北首都国道事務所のホームページ（<http://www.ktr.mlit.go.jp/kitasyuto/>）及び事務所庁舎に掲示してあります。